

あいら観光大使 派遣要項

(目的)

第1条 この要項は、あいら観光大使の派遣について必要な事項を定めることとする。

(派遣の依頼)

第2条 あいら観光大使の依頼を派遣しようとする者は、派遣を希望する1ヶ月前までにあいら観光大使派遣依頼書を始良市観光協会へ事前に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第3条 始良市観光協会は、前条の依頼があったときは、その内容を審査し、派遣を決定したときは、あいら観光大使派遣決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、始良市観光協会は、派遣依頼の内容が、個人又は企業等の営利事業であってその内容に公共性が認められない場合、若しくは、公序良俗に反する事業である場合等、派遣することが適当でないと判断されるときはその理由を付けて派遣しない旨通知しなければならない。

(派遣料金)

第4条 あいら観光大使派遣料金は下記のとおりとする。

区分	金額
半日（～4時間）	5,000円
1日	9,000円

2 観光大使の派遣の承認を受けた者は、謝金を派遣終了後1ヶ月以内に指定された口座に振り込まなければならない。

3 交通費は、始良市内における派遣の場合は、原則、当協会が負担する。始良市外への派遣の場合は、申請者が帖佐駅を起点とした往復交通費を負担する。

(委任)

第5条 本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付則)

本要項は、令和元年8月1日から施行する。

あいら観光大使 派遣依頼書

行事名				
日 時	令和 年 月 日() ～ 令和 年 月 日()			
	時 分		～ 時 分	
実施場所				
集合時間 集合場所	時間	時 分	場所	
宿 泊	有 ・ 無			
	宿泊先			
あいら観光大使 仕事内容				

上記の件について、あいら観光大使 名の派遣を依頼します。
 なお、あいら観光大使に事故等あった場合は、依頼者として全責任を負います。

令和 年 月 日

団体名：

代表者：

住 所：

電 話：

◆観光大使派遣にあたっての注意事項

- ・行事内容の詳しい資料(チラシ等)を添付してください。
- ・MCとの掛け合い等ある場合は事前に台本をご準備ください。

申込・問合せ 始良市観光協会 TEL : 0995-67-6052 FAX : 0995-67-6053 Mail : aira.kanko112@gmail.com
